

各位

東京都港区六本木三丁目2番1号ディップ株式会社長兼CEO(最高経営責任者): 冨田 英揮(コード番号: 2379 東証プライム)

≪問合せ先≫

執行役員 C F O (最高財務責任者) 経営統括本部長: 新居晴彦 (TEL 03-5114-1177)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 24 日開催予定の第 25 期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 変更の目的
- (1) 商号の英文表記の変更。

定款における英文表記の会社名を変更します。

新英文表記: dip Corporation (旧英文表記 DIP Corporation)

(2) プロダンスリーグ「D. LEAGUE (ディーリーグ)」に所属する当社プロダンサーチーム 「dip BATTLES」を設立したことを踏まえた事業目的の追加。

(追加する事業目的)

- ・イベントの企画、立案、運営
- ・各種商品の販売
- (3) 株主の皆様の利便性を高めることを目的とした、単元未満株式の買増制度の導入に関する所要の変更。

(買増制度の概要)

単元未満株式を保有する株主様が、その保有する単元未満株式と併せて1単元となるように 株式を買い増せる制度

(4) 株主総会資料の電子提供制度の導入に関する所要の変更。

(電子提供制度の概要)

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの
- ②書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの
- 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年5月24日
- (2) 定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 5 月 24 日

現 行 定 款 変 更 案 第1章 総則 第1章 総則 (商号) (商号) 第1条 当会社は、ディップ株式会社と称し、英文で 第1条 当会社は、ディップ株式会社と称し、英文で は、DIP Corporation と表示する。 は、dip Corporation と表示する。 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. \sim 26. (条文省略) (現行どおり) $1. \sim 26.$ 27. イベントの企画、立案、運営 (新 設) (新 設) 28. 各種商品の販売 27. 前各号に付帯・関連する一切の業務 29. 前各号に付帯・関連する一切の業務 第3条~第4条 (条文省略) 第3条~第4条 (現行どおり) 第2章 株式 第2章 株式 第5条~第7条 (条文省略) 第5条~第7条 (現行どおり) (単元未満株主の権利制限) (単元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利 以外の権利を行使することができない。 以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当て (3) 募集株式または募集新株予約権の割当て を受ける権利 を受ける権利 (新設) (4) 次条に定める請求をする権利 (新設) (単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式 取扱規程に定めるところにより、その有する 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる 数の株式を売り渡すことを当会社に請求する <u>ことが</u>できる。 第<u>9</u>条~第<u>11</u>条 (条文省略) 第 10条~第 12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第 12 条~第 13 条 (条文省略) 第 13 条~第 14 条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし (削除) 提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこ ができる。

現	行	定	款	変	更	案
	(新	設)		考書類 供措置 2. 当会社 省令で 議決権	は、株主総会の招集に は、株主総会の招集に は、ちとるものとする。 は、電子提供措置をと 定めるものの全部また の基準日までに書面 て交付する書面に記	について、電子提 る事項のうち法務 とは一部について、 交付請求した株主
第 <u>15</u> 条~第 <u>48</u>	条 (条文省略)		第 <u>16</u> 条~第 <u>49</u>	条 (現行どおり	ŋ)
(新設)				ネット開示 条(電子提 正する法律 だし書きに 2022年9月 2. 前項の規定 か月以内の いては、現 インターネ 有する。 3. 本附則は、 日または前		徐及び変更案第 15 会社法の一部を改 号)附則第1条た り施行の日である るものとする。 年9月1日から6 する株主総会につ 総会参考書類等の 供)はなお効力を 6か月を経過した ら3か月を経過した